



この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けの為に、必ず確認をお願いいたします。



### お荷物を取扱いただける条件

- ご本人様が台湾へ入国されること。  
もしくは、ご本人様が台湾へ入国されてから、**6ヶ月以内**であること。
  - 台湾ご入国の際に、パスポートに**台湾入国印**が押されていること。また、**別送品申告**をされていること。
- ※ 別送品申告は、台湾の空港に到着しましたら必ず行ってください。申告を忘れた場合は全課税通関となる場合がございます。

### ご用意頂く書類

#### ① 日本側でいただくもの

- パスポートコピー（顔写真の1～2ページ） ※荷物所有者全員分
- ビザのコピー（未取得やご取得予定の無いお客様は、別途お問合せください。）
- 台湾籍の場合『**中华民国身分証明書**』の表裏両面コピー（携帯されていない方は台湾にてご提出ください。）

#### ② 台湾側でいただくもの

- 台湾入国印コピー（パスポート内）⇒ コピー余白に入国時のフライト便名をご記入下さい。  
※ 入国時に自動ゲートを通ると、パスポートに入国印が押されませんので、必ず有人のゲートで入国印を  
いただいて下さい。ご入国後、速やかに**弊社（海外側）**へご送付願います。

### ～お荷物の通関について～

台湾では荷物搭載の飛行機が現地に到着後、15日以内に通関を行わなければならないという規則がございます。そのため、お荷物の発送は弊社がお客様の現地入国日に合わせて行います。



**お客様で以下のことをご確認・ご協力下さいますようお願い申し上げます。**

- ◆ご入国後、速やかに弊社台北支店へご連絡の上、上記必要書類をご送付下さい。  
（ご入国後、ビザ及び居留証の申請前にコピーのご用意をお願い致します）
- ◆万が一、予定していたご入国日より遅れてご到着され、お荷物が現地に到着してから15日を過ぎてしまった場合、1日あたりNT\$200のペナルティを台湾税関へお支払いいただくことをご了承下さい。

### 荷物としてお受けできないもの

現在**食料品**に関して  
**受託停止**とさせて頂いております

食料・飲料品	全て(サプリメント含む)
文書・書籍	ポルノ・政治的煽動文書(共産主義を宣言する書籍・物品)
貴重品	現金、有価証券、株券、手形、貴金属、古美術品、価格価値が困難なもの
危険品	エアゾール式スプレー、花火、鉄砲・刀剣(モデルガン・模造刀も不可)、引火性物質、マッチ、ライター、ライター用ガスボンベ、発火物、化粧品(香水、マニキュア、除光液など)、ヘアカラー、油性塗料など(可燃、引火性のマークのあるものは不可です)
化学品	毒物、劇物、麻薬
その他	リチウム電池を含む物(パソコン、炊飯器、デジタルカメラ、携帯ゲーム機等)、カイロ、 生きている動植物、ワシントン条約によって取引の禁止されている皮・毛皮・角・骨・象牙などとした加工品、 土(他の物に付着したものを含む)、腐りやすいもの(生の食品など)、ワラ製品(ゴザなど)、 法令等により必要な輸入証明書・承認書がないと送れないもの、タバコ、香水、種子、マッサージチェア





## その他ご注意が必要なもの

- ◎ 航空便で使い捨てカイロの受託を停止しております。ご注意ください。
- ◎ 新品と判断される電化製品及び家具は課税の対象となります。また、検査品目のため、現地において輸入通関に日数がかかりますので、ご希望の配達日より遅れることもございます。予めご了承下さい。
- ◎ 航空便にて電化製品のみをお送りした場合、中古品であっても課税される可能性がございます。航空便にて電化製品をお送りする場合は、他の日用品（衣類・文具等）も一緒にお送りすることをお勧め致します。
- ◎ 医薬品(医師の処方箋の要らない、家庭用常備薬)・コンタクトレンズ用品・化粧品に関しては、特に規制などはございませんが、あくまで個人のご使用量に限るものであり、常識に照らしてご判断いただくこととなります。
- ◎ 電化製品は同じ品物が2個以上ある場合や、中古品であっても新品と判断された場合、課税の対象となります。
- ◎ 日本の電化製品は電圧の違いで支障をきたす場合がございます。保険の対象ではございませんのでご了承下さい。



**台湾（桃園・松山・高雄空港）に到着しましたら、別送品申告を行ってください！**

詳細は次頁をご覧ください。

## 連絡先

### 台湾ヤマト運輸 台北支店（国番号：886）

ADDRESS：台北市復興南路1段303號6樓

TEL：(02)2700-9605

FAX：(02)2754-1977

E-mail：ytctpe@yamato.com.tw

\*問合せ時は『留学宅急便』をご利用の旨お伝えください

土日の営業は行っておりません



台湾へ別送品を発送する際は、ご到着時に「携帯品・別送品申告書(中華民國海關申報單 CUSTOMS DECLARATION)」を税関へご提出頂く必要がございます。お引越荷物の輸入手続きに必要な申告ですので、ご協力頂きますようお願い致します。

記載方法

Welcome to the Republic of China  
中華民國海關申報單(空運)  
CUSTOMS DECLARATION

入境日期: 日 Day 月 Month 年 Year  
Date of Entry ① 1 / 1 / 2015

姓名 Family Name Given Name ② YAMATO TARO	性別 Sex ③ <input checked="" type="checkbox"/> 男 M <input type="checkbox"/> 女 F
護照號碼 Passport No. (入境證號) ④ TH1234567	職業 Occupation OFFICE CLERK ⑥
國籍 Nationality ⑤ JAPAN	起程地 From ⑨ TOKYO
出生日期 Date of Birth 日 Day 月 Month 年 Year ⑦ 9 / 6 / 1984	飛機班次 Airline/Flight No. ⑧ CI107
隨行家屬人數 Number of family members traveling with you ⑩ NONE	
國內地址 Address in Taiwan ⑪ 台北市中山北路〇段〇〇號〇F	

1. 旅客有背面說明所列之應申報事項者，請於下表內填明，並選擇「應申報櫃」(即紅線櫃)通關。如無應申報事項，本申報單免填報，請選擇綠線櫃通關。  
Arriving traveler having to make declaration to Customs (Instructions on the reverse side) shall fill in the following blanks. If you have something to declare, follow the red channel. If you do not have anything to declare, follow the green channel.

2. 對於物品申報或選擇紅、綠線櫃有疑問者，請先洽詢海關關員。  
If you have any question about articles for declaration or Red/Green channel selection, Please consult with Customs Officer before clearance.

物品名稱 Description of Articles	數量 Quantity	總價 Value
⑫ 後送行李	⑬ 50箱	
⑭ Alcohol	⑮ 750ml	
⑯ Tabaco	⑰ 200本	

茲聲明全部申報均屬正確無誤  
I hereby declare that the above entries are correct and complete.

旅客簽名 Signature ⑱ 大和 太郎

海關處理欄  
Customs Use

關員簽名  
Signature of Customs Officer

提出枚数: 1枚

- ① 入国日
- ② 氏名
- ③ 性別
- ④ パスポートNO.
- ⑤ 国籍
- ⑥ 職業
- ⑦ 生年月日
- ⑧ 搭乗機便名
- ⑨ 出発空港
- ⑩ 同伴家族がいる場合はその人数を記入
- ⑪ 台湾のお住まいを記入  
(未定の場合はお勤め先のご住所をご記載下さい)
- ⑫ 「後送行李」(引越荷物の意味)を記入
- ⑬ 別送品お荷物の個数(船便と航空便の合計)  
※多めにご記入下さい
- ⑭ 別送品・手荷物にお酒が含まれている場合のみ
- ⑮ 別送品・手荷物の合計の容量※1リットルを超えると課税対象
- ⑯ 別送品・手荷物にタバコが含まれている場合のみ
- ⑰ 別送品・手荷物の合計の本数※200本を超えると課税対象
- ⑱ ご署名

手荷物を受け取った後、  
税関申告赤カウンターへお進みください。  
緑の出口は絶対に通らないで下さい！！



<別送品申告書提出先: 税関赤カウンター>

⚠ 未提出の場合は関税・消費税が発生する可能性がありますので、十分にご注意下さい。



**※申告の際、不都合が生じた場合は下記を係員にお見せ下さい。**

此次入境台灣，必須申告有後送行李。因進行後送行李的通關手續時，桃園國際機場／台北松山機場／台中清泉崗機場／高雄小港機場等機場海關聲明一定要提出「中華民國海關申報單」。並且請一定要在海關申報單上「物品名稱」欄裡填寫「後送行李」及數量。若有不清楚的地方，請以下列方式與我們聯絡。

### 由桃園國際機場/台北松山機場/台中清泉崗機場入境

台灣雅瑪多國際物流(股)有限公司  
台北事務所 担当者:郭・蔡・鯉淵・森  
10665 台北市復興南路一段303號6樓  
TEL: 02-2700-9605 FAX: 02-2754-1977

### 由高雄小港機場入境

台灣雅瑪多國際物流(股)有限公司  
高雄事務所 担当者:林  
81160 高雄市楠梓區高楠公路939號 (統一速達高雄轉運中心2F)  
TEL : 07-262-0729 FAX : 07-351-9515

\*\*\*日本語\*\*\*

今回の台湾入国に際して、別送品があることを申告致します。別送品の通関手続きの際、桃園国際空港(TPE)／台北松山空港(TSA)／台中清泉崗空港(RMQ)／高雄国際空港(KHH)税関より「中華民國海關申報單」という申告書を必ず提出するように指示を頂いております。また、「中華民國海關申報單」の2. 物品名稱(荷物名前)の欄に「後送行李(別送品荷物)」と記入し、船便と航空便の合計個数を記入しておりますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

### 桃園空港／松山空港／台中空港にご到着のお客様

TAIWAN YAMATO INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.  
台北事務所 担当者:郭・蔡・鯉淵・森  
6th Fl., No.303, Fuxing S. Rd., Da an Dist., Taipei City 10665, Taiwan(R.O.C.)  
TEL : 02-2754-9605 (日本語専用ダイヤル) FAX : 02-2754-1977

何かございましたらお気軽にご連絡下さい!

### 高雄空港ご到着のお客様

TAIWAN YAMATO INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.  
高雄事務所 担当者:Owen  
No.939, Gaonan Highway, Nanzi Dist., Kaohsiung City 81160, Taiwan(R.O.C.)  
TEL : 07-262-0729 (日本語可) FAX : 07-351-9515

